
プロジェクト パーシャルスピノフの会計処理

項目 第 113 回企業結合専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 113 回企業結合専門委員会（2024 年 2 月 14 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」の文案について

（完全子会社株式を対象とすることに関する結論の背景）

2. 企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（以下「自己株式等会計適用指針」という。）の文案の第 38-3 項の「2005 年改正の本適用指針の公表時においては完全子会社株式を配当する取引が想定されていたと考えられる」の記載は、これまでの聞かれた意見に沿ったものであるため、事務局提案に賛同する。

（文案の見直しに関する意見）

3. 適用時期等の結論の背景を記載する自己株式等会計適用指針の文案の第 57 項について、「本適用指針では」とされているが、改正年度を明示すべきと考える。
4. 自己株式等会計適用指針第 2 項で過去の一部の改正の経緯のみが記載されているが網羅的ではなく、同様の内容は結論の背景にも記載があるため、今回の改正を契機に削除することを検討してはどうか。

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の文案について

（当期税金の計上区分）

5. 当期税金の計上区分の考え方に関する記載について、現物配当前の処理とその他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）の減額処理を分けて記載することで損益に計上する理由がわかりやすくなったと考えるが、2 つの処理が一文で記載されており文章が冗長であるため、文章を分けてはどうか。

6. 企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の文案の第 124-5 項の自己株式等会計適用指針第 10 項(2-2)で定められた取引の会計処理の考え方は、「自己株式等会計適用指針第 10 項の柱書によった場合の取引に係る会計処理と同じであるべき」との記載について、同じであるべきなのは会計処理の考え方であると考えられるため、表現を見直してはどうか。

「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の文案について

(投資の修正額に関する記載について)

7. 会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(以下「資本連結実務指針」という。)の文案の第 66-8 項では、投資の修正額の原則的な会計処理について「個別財務諸表上の配当金に関する会計処理と関連させず」とした上で、原則となる会計処理を説明しているが、主として連結財務諸表上の会計処理から生じる投資の修正額に関する文脈における記載であるため、必ずしも個別財務諸表上の会計処理について言及する必要はないのではないか。
8. 資本連結実務指針の文案の第 46-3 項の「子会社株式の追加取得等によって生じた資本剰余金のうち配当した部分に対応する額」とする表現について、子会社株式の追加取得等によって生じた資本剰余金自体を修正するようにも読めるため、表現を見直してはどうか。
9. 個別財務諸表上の配当金を修正するものが付随費用及び追加取得等によって生じた資本剰余金に限定されるのであれば、結論の背景においてその旨を明示することで実務に混乱が生じないと考える。
10. 段階取得に係る損益について、いったん投資が清算されたことにより生じる損益であるとする考え方と理解している。段階取得に係る損益に関する事務局の考え方を確認したい。

(完全子会社に関する記載について)

11. 経過措置に関する結論の背景で「自己株式等会計適用指針第 10 項(2)が適用される保有する完全子会社株式の全てを株式数に応じて比例的に配当(按分型の配当)を行う場合」と記載しているが、自己株式等会計適用指針第 10 項(2)において「完全」を付さないとしたことと整合していないのではないか。

(その他)

12. 資本連結実務指針第1項に和暦表記されている箇所があるが、他の箇所では西暦も併記されており、今回の改正で修文する必要はないか。

以 上